

## Ⅱ 求人手続きについて

ハローワークで取扱っている求人手続きは、次のとおりです。なお、新規学校卒業者の求人・採用選考の取扱い等については、一覧表（P1）としてとりまとめておりますので、併せてご参照ください。

### 1 求人の種類及び求人申込時期・選考日等

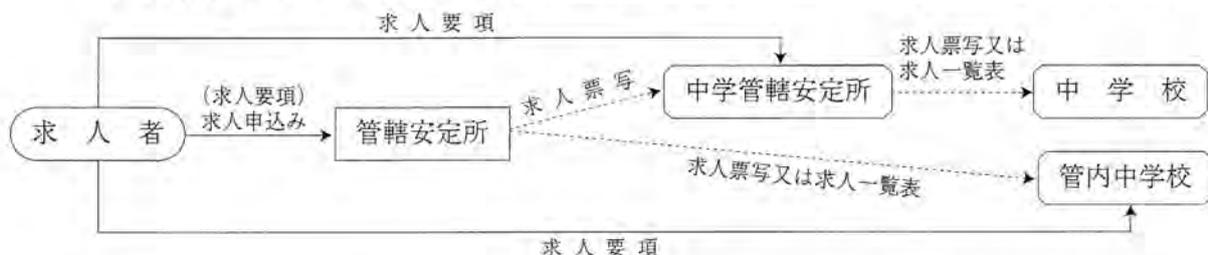
ハローワークに申しまれる求人のうち、一般求人については常時受付けておりますが、新規学校卒業者を対象とする求人については、その申込み時期・選考期日等が定められており、次表にとりまとめているのでご承知ください。

種別	項目	申込み開始時期	採用選考開始時期	備 考
新規学卒	中 学	6月1日以降	1月1日以降	7月1日以降安定所が連絡する。
	高 校	6月1日以降	9月16日以降	求人者への求人票の交付は7月1日以降です。
	大短高 学大専	2月1日以降	6月1日以降	各学校へは、求人者が直送する。 (学生への提示は4月1日以降)
一般 〔パート〕 〔訓練校〕	通勤圏内	随 時	随 時	有効期間は受理した日から2ヶ月経過後の月末です。
	通勤圏外	随 時	随 時	現地選考をする場合は、一週間前に申し込んでください。

### 2 求人申込みの方法

#### (1) 中学校

中卒用求人票を用いて管轄のハローワークに申し込んでください。



(注) 点線の部分はハローワークで連絡しますが、実践の部分は事業所で郵送（求人要項のみ）してください。

求人票写を各中学校及びその管轄のハローワークに送付する手続きは、すべて求人を受理したハローワークが行います。

### 中卒求人のお申込みを

最近の高学歴化に伴い、新規に中学を卒業して就職を希望する生徒は、非常に少なくなっていますが、中卒を対象とする求人についても、年々減少傾向にあり、非常に厳しい状況にあります。

新規学校卒業者の就職は、社会人としての第一歩を踏み出すという意味から、この成否は本人の将来を左右する重要な問題です。

つきましては、採用計画をご検討いただき、就職を希望する生徒の働く場が確保されるようご配慮をお願いします。(P156～159 年少者の使用参照)

## (2) 高等学校

管轄のハローワーク（管轄安定所）へ、求人申込書（高卒）により申込みをしてください。

ハローワークは、求人票を交付しますので、それを原本にして必要部数、写をとっていただき、求人要項（会社案内）等と一緒に、高校に送付又は持参してください。

求人票写を高校に送付又は持参できる時期は、7月1日以降となります。

なお、求人は特定の高等学校に限定しないで、広く多くの生徒に応募の機会が与えられるよう特にご配慮をお願いします。定時制・通信制課程のある高校には、全日制課程の高校と同様に申込んでください。



### 応募前職場見学の受入れにご協力ください

生徒が応募・推薦前に求人提出事業所に対する職場見学を行うことは、事前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択や事前の理解不足による就職後の早期離職の防止に資するものです。企業の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解いただき、職場見学の積極的な受入れについてご協力くださいますようお願いいたします。(P20参照)

なお、職場見学の受入れにあたっては「早期の採用選考」とならないよう、ご配慮をお願いします。

\* 事業主の皆さまから、お申し込みいただいた高卒求人の情報をインターネットによって迅速に広範囲の学校に対して提供し、高校生の就職活動を支援するサービスです。

1 インターネットにより、全国の高校の進路指導部において、高卒求人を公開しています。

- 高卒就職情報 WEB サービスに関する全国の高校への公開と非公開については、「求人申込書（高卒）」の1枚目「求人区分」欄に公開希望の有無がありますので、ご検討をお願いします
- 高校における本年度分の求人の検索は、7月から開始されます。

2 インターネット公開をご了承いただいた場合、求人への応募にご配慮ください。

- 企業が推薦の依頼をしていない高校の生徒が応募を希望することがあります。
- この応募については、事前に高校から応募が可能かどうかの問合せが企業にあります。  
推薦を依頼した高校ではないという理由で拒否をしないで、選考の対象としていただくようお願いします。
- 採用内定により募集が終了したときは、速やかに求人を提出したハローワークにお知らせください。

3 その他のサービス

- 全国高等学校便覧を掲載しています。

※ ハローワークにお気軽にご相談ください。

### (3) 大学（大学院を含む）・短期大学・高等専門学校

管轄のハローワークに、求人申込書（大卒等）によりお申込みください。

- (イ) 公共職業安定所における求人票・求人要項等の取扱いについては、令和6年2月1日以降に受付し、4月1日以降随時学生に対しこれらを公開します。
- (ロ) 各学校卒業者の採用に際して、特定の学校や二部学生（夜間学生）を除外する例が見受けられますが、男女、出身校等により区別せず幅広く学生に応募と受験の機会を与えてください。
- (ハ) 選考に際しては、差別的取扱いのないよう公正に実施されるようお願いいたします。
- (ニ) 採用活動にあたっては、大学側の学事日程を尊重し、特に卒業学年に達しない学生に対しての実質的な選考活動は行わない等、学生が学業に専念でき、より教育効果が上がるような教育環境の確保に努めてください。なお、高校生の採用が不利とならないよう大学等の採用は別枠で採用計画の樹立をお願いいたします。

### (4) 職業能力開発校

管轄のハローワークに、求人申込書によりお申込みください。

ただし、県立産業技術学院における2年訓練の学生を対象とする求人については、求人申込書（大卒等）によりお申込みください。

なお、職業能力開発校によって職業訓練の種類・訓練科目・期間・開始及び修了月が異なっていますので、求人申込みに当たっては、訓練生の職業訓練に支障のない範囲での申込みをお願いいたします。

### (5) 一般求人（中途採用）

通勤圏内求人、通勤圏外求人（住込みなど他府県から募集）いずれの場合も、求人申込書により随時、管轄のハローワークにお申込みください。

現在、ハローワークでは、記入された求人申込書をコンピュータに入力することにより、求人票が作成され、他のハローワークにも自動的に連絡されます。

求人申込書の記入に当たっては、P4の労働条件のほか「会社の特徴」、「事業内容」、「仕事の内容」、「必要な経験・免許資格」等についても、求職者の求人選択、安定所の行う適格者の紹介に当たり重要な情報となりますので、具体的かつ詳細な記述をお願いします。

なお、パート求人についても、求人申込書により随時、管轄のハローワークにお申し込み下さい。

## ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

\* 全国のハローワークで受理した求人情報の提供のほか、ハローワークへの求人・求職の申込み、雇用保険制度、助成金制度など「事業主の方」及び「仕事をお探しの方」向けの各種情報を提供しています。



- 1 全国のハローワークで受け付けた求人を検索できます。
- 2 ハローワークがアッセンする職業訓練（ハロートレーニング）の検索ができます。
- 3 事業主の方に、事業所登録・求人申込み（仮登録）、求人者マイページ、雇用保険制度や各種助成金を案内しています。
- 4 仕事をお探しの方に、求職申込み（仮登録）、求職者マイページ、ハローワークのサービスや雇用保険制度を案内しています。

## ハローワーク求人の民間職業紹介事業者及び地方自治体等へのオンライン提供サービス

ハローワークでは、平成26年9月から、皆さまの求人情報を、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者に、オンラインにより提供するサービスを開始しています。

### メリット

ハローワークのみならず、職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者の求職者からの応募が期待できます。

### 提供対象の求人

全国のハローワークにお申し込みいただいた求人(※)を地方自治体や民間職業紹介事業者に提供します。

求人事業主は、ハローワークへの求人提出時に、以下の4パターンの区分から提供方法を選択します。提供の区分は求人申込み・公開後も変更可能です。

「求人申込書」の裏面に、記入欄が設けてあります。

求人申込みの際、オンライン提供についての求人事業主の意思確認のため、同意書の記入についてご協力をお願いします。

※ 大卒等求人及び障害者求人も含まれます。(中卒・高卒求人は対象外)

### 【提供の区分(原則は1)】

1. 地方自治体、民間人材ビジネスの両方に求人情報を提供
2. 地方自治体のみ求人情報を提供 (民間人材ビジネスには提供しない)
3. 民間人材ビジネスのみ求人情報を提供 (地方自治体には提供しない)
4. 地方自治体、民間人材ビジネスの両方とも求人情報を提供しない

### 提供先の「地方自治体」「民間人材ビジネス」とは

・職業安定法に基づき無料職業紹介事業を行う地方自治体、学校等(中学・高校を除く)、特別の法人及び自ら職業紹介は行わないが、職業紹介事業者に委託して職業紹介を行う地方自治体

- ・ハローワークと連携し、求職者に対して職業紹介に準じた個別支援を行う地方自治体
- ・職業安定法に基づき「無料」若しくは「有料」で職業紹介事業を行う事業者

※ 詳細については、下記のハローワークインターネットサービスをご覧ください  
労働局にお問い合わせください

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyuujinnjouhounoteikyou.pdf>